受付 27.5.15 小郡三井医師会

福県医発第0480号
平成27年5月14日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

小竹町乳幼児医療制度の対象年齢拡大について

今般、小竹町より平成27年10月1日から、子育て世代を支援するため乳幼児・子ども医療費助成制度を拡大し、下記のとおり実施する旨、通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

1）詳細につきましては、別添をご参照ください。

2）本制度に関するお問い合わせについては、小竹町役場健康増進課保険年金係宛（TEL：09496-2-1224）ご照会ください。

記

【改正後】

	対象者	窓口での負担金額
外来	小学校就学前まで	なし（変更ありません）
	小学校1年生から 小学校3年生まで	**1医療機関につき 1月　800円（上限）**
入院	小学校就学前まで	なし（変更ありません）
	小学校1年生から 小学校6年生まで	**1医療機関につき 1日　500円（月1万円を限度）**

※ひとり親家庭等医療または重度障害者医療の医療証をお持ちの方は、そちらを優先して使用していただきます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

２７小保年第２６２号
平成２７年５月１２日

公益社団法人　福岡県医師会
会長　松田　峻一良　様

小竹町長　松　尾　勝　㊞

小竹町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

初夏の候、貴職におかれましては益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から小竹町公費医療費支給制度の資格確認等制度の運用において、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２７年１０月１日から小竹町乳幼児医療制度の対象年齢を拡大することになりました。詳細につきましては、下記のとおりです。

つきましては、制度の改正により医療制度の取り扱いが変更となりますので、費用請求の際には十分にご注意ください。また、制度の周知のため、お手数をおかけしますが貴会員の皆様に通知をお願いいたします。

記

1　乳幼児医療制度改正の内容について

現行（平成 27 年９月まで）

	対象者
外来	小学校就学前まで
入院	小学校就学前まで

⇒

平成 27 年 10 月から

	対　象　者
外来	小学校３年生まで（９歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）
入院	小学校６年生まで（12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）

2　窓口における負担金額について（平成 27 年 10 月から）

	対象者	窓口での負担金額
外来	小学校就学前まで（乳幼児医療）	なし（変更ありません）
	小学校１年生から小学校３年生まで（子ども医療）	１月　８００円（上限）
入院	小学校就学前まで（乳幼児医療）	なし（変更ありません）
	小学校１年生から小学校６年生まで（子ども医療）	１日　５００円（月１万円を限度）

※医療機関（薬局を除く）ごと１か月で計算する

※小学生で「ひとり親家庭医療」または「重度障害者医療」の対象者はそちらが優先となります。

3　医療証の表示等について

医療証には、外来・入院の金額を表示しています。

乳幼児医療の対象者は、色　ラベンダー、表示　㊊（※現在と同じ）

子ども医療の対象者は、色　白　　、表示　㊐

福岡県医師会 受 27.5.13 庶務 870

各医師会通知

（公印省略）

２７小保年第２６２号
平成２７年５月１３日

保険医療機関各位

小竹町長　松　尾　勝　徳

小竹町公費医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（依頼）

日頃から小竹町公費医療費支給制度の資格確認等制度の運用において、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２７年１０月１日から小竹町乳幼児医療制度の対象年齢を拡大することになりました。詳細につきましては、下記のとおりです。

つきましては、制度の改正により医療制度の取り扱いが変更となりますので、費用請求の際には十分にご注意ください。また、制度の周知のため、お手数をおかけしますが別紙「お知らせ」の窓口等への掲示についてもご協力お願いいたします。

記

1　改正の内容について

現行（平成 27 年９月まで）

	対象者
外来	小学校就学前まで
入院	小学校就学前まで

⇒

平成 27 年 10 月から

	対　象　者
外来	小学校３年生まで （９歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）
入院	小学校６年生まで （12 歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）

2　窓口における負担金額について（平成 27 年 10 月から）

	対象者	窓口での負担金額
外来	小学校就学前まで（乳幼児医療）	なし（変更ありません）
	小学校１年生から小学校３年生まで（子ども医療）	１月　８００円（上限）
入院	小学校就学前まで（乳幼児医療）	なし（変更ありません）
	小学校１年生から小学校６年生まで（子ども医療）	１日　５００円 （月１万円を限度）

※医療機関（薬局を除く）ごと１か月で計算する

※小学生で「ひとり親家庭医療」または「重度障害者医療」の対象者はそちらが優先となります。

3　医療証の表示等について

医療証には、外来・入院の金額を表示しています。

乳幼児医療の対象者は、色　ラベンダー、表示　㊚（※現在と同じ）

子ども医療の対象者は、色　白　　、表示　㊟

「小竹町からのお知らせ」

小竹町では、平成27年10月1日から乳幼児・子ども医療費助成を拡大します

平成27年10月1日から、小竹町に住む子育て世代を支援するため乳幼児・子ども医療費助成制度を拡大し、次のとおり実施します。

●現行（平成27年9月30日まで）

	対象者	窓口での負担金額
外来	小学校就学前まで	な　し
入院	小学校就学前まで	な　し

●平成27年10月1日から

	対象者	窓口での負担金額
外来	小学校就学前まで	な し（変更ありません）
	小学校1年生から 小学校3年生まで	**1医療機関につき 1月　800円（上限）**
入院	小学校就学前まで	な し（変更ありません）
	小学校1年生から 小学校6年生まで	**1医療機関につき 1日　500円 （月1万円を限度）**

※ひとり親家庭等医療または重度障害者医療の医療証をお持ちの方は、そちらを優先してお使いいただきます。

問い合せ先：小竹町役場健康増進課保険年金係
電話番号：09496−2−1224